

薬剤師認証制度の体制整備準備会（第4回）

日時 平成16年3月10日（水）午後2時～午後4時

場所 研修センター会議室

目的 薬剤師認定制度認証機構の設立準備

出席者（順不同、敬称略）（社）日本薬学会次期会頭 井上 圭三、（社）日本薬剤師会常務理事 藤上 雅子、同常務理事 山本 信夫、（社）日本病院薬剤師会副会長 奥村 勝彦、同専務理事 関口 久紀、日本医療薬学会理事 内野 克喜、国公立薬学部長会議議長 坂本 尚夫、（社）日本私立薬科大学協会副会長 望月 正隆、（財）日本薬剤師研修センター理事長 内山 充、同専務理事 平井 俊樹、同事業部長 久保 鈴子、同 水村 順子

進 行

1. 前回までの経過の確認（資料1、2）

2. 機構設立への参加の確認および初期社員の決定

（社）日本薬学会、日本医療薬学会、（社）日本私立薬科大学協会、国公立薬学部長会議、（社）日本病院薬剤師会、（社）日本薬剤師会の各団体より、表記認証機構設立に関して機関決定として賛同の旨が示され、（財）日本薬剤師研修センターを含め7者が初期社員として参加することとなった。薬学教育協議会は中間法人化が終了した後に決定するため初期社員とはならない。

社員の負担する経費は新法人の理事会において決めることとなるが、初期の経費については次のように了承された。（財）日本薬剤師研修センターは設立基金300万円と会費300万円を負担、（社）日本病院薬剤師会は会費300万円、（社）日本私立薬科大学協会および（社）日本薬学会は会費各50万円を負担、日本医療薬学会および国公立薬学部長会議はそれぞれ応分の会費を負担することが機関決定されているという報告があった。（社）日本薬剤師会は近日中に会費負担額が決定されるとのこと。

3. 定款（案）の検討（資料3）

第2条：「主たる事務所」の住所は、当面研修センターの住所とする。なお、研修センターが認証機構をつくっているのではなく、別個の法人であることを確認した。

第4条（3）：「薬剤師の参加する各種認定事業と実施母体の育成、支援」とする。「指導者の育成」については、（6）の「その他、本法人の目的を達成するために必要な事業」に含まれると考える。

第13条（2）：個人を加え、「賛助社員 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体及び個人」とする。なお、賛助社員には代表権はない。

第15条：「2 必要な経費の額は、理事会で定める。」を明記し、従来の第2項は第3項とする。

第36条3項：「薬剤師認定制度事業」の制度を削除し、「薬剤師認定制度委員は、薬剤師認定制度委員会を組織し、社員総会の決議に基づき理事会の命を受け薬剤師認定事業に関する必要事項につき審議する。」とする。

第45条：設立初年度の事業年度は「平成17年3月31日まで」とする。

社員名の記載押印について：個人名および個人印の可否等について、研修センターが調べ後日報告する。

4. 意志決定機関：運営については理事会で決定する。判定・評価は委員会で行う。

5. 認証機構の英名について：「Council on Pharmacists Credentials」が提案された。

6. 社員代表について

各団体において、社員代表を選出する。併せて、社員の英名を事務局まで通知する(ホームページへの掲載のため)。

理事の任期は2年間であり、途中変更があった場合は残任とする。

認証を受ける団体の代表が認証機構の理事になることは差し支えないが、両方の代表者がかねることはできないと考えられる。

7. 今後の計画

法人設立までのスケジュールが資料4に基づき説明された。

5月に、設立社員総会および理事会を開催し、設立は6月中を目処とする。